

## 第12期第1回

# 札幌市福祉のまちづくり推進会議

## 議 事 録

日 時：2021年12月20日（月）午前10時開会  
場 所：市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 皆様、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻を過ぎましたので、ただいまから、第12期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めます事務局の保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の笹谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の大谷からご挨拶を申し上げます。

○大谷障がい保健福祉部長 皆様、おはようございます。

障がい保健福祉部長の大谷でございます。

第12期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、また、寒さの厳しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

札幌市では、全ての市民の方が安心して快適に生活できるまちづくりを目指しまして、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。皆様に委員を務めていただきます札幌市福祉のまちづくり推進会議は、この条例に基づく組織でございます。市民の皆様、事業者の皆様と札幌市が協力して福祉のまちづくりを推進していくことを目的としております。

本日の会議におきましては、前期の第11期の推進会議で審議された内容なども踏まえまして、今後の推進会議の方向性などを議論していただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場や、様々な視点から活発なご意見を頂戴したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、事務局より、委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、石田委員、木下委員、畑中委員、増田委員の4名の皆様にご欠席となっております。

それでは、第12期の最初の会議でございますので、ご出席の委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

次第の裏面をご覧ください。

こちらの名簿順に事務局からお名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願い申し上げます。

また、会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、着座のままご挨拶ください。

それでは、早速、ご紹介に移らせていただきます。

まず、初めに、オンラインでご参加の札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でござ

います。

○浅香委員 浅香と申します。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌青年会議所副理事長の井口委員でございます。

○井口委員 井口と申します。よろしくお願い致します。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの札幌市精神障害者家族連合会理事の池田委員でございます。

○池田委員 池田です。よろしくお願い致します。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の北海学園大学工学部教授の石橋委員でございます。

○石橋委員 石橋と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの札幌地区退職者連合会長の風間委員でございます。

○風間委員 風間です。よろしくお願い致します。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの札幌市ボランティア連絡協議会理事の神元委員でございます。

○神元委員 神元です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌市老人クラブ連合会常任理事の小林委員でございます。

○小林委員 小林です。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

○近藤委員 視覚障害者福祉協会の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

○長江委員 長江です。よろしくお願い致します。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌学院大学人文学部講師の中村委員でございます。

○中村委員 札幌学院大学の中村裕子と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌地区バス協会事務局次長の野川委員でございます。

○野川委員 札幌地区バス協会の野川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の北海道医療大学看護福祉学部准教授の橋本委員でございます。

○橋本委員 北海道医療大学の橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの公募委員の波田委員でございます。

- 波田委員 波田と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の北海道建築士会札幌支部理事の東委員でございます。
- 東委員 建築士会の東です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の札幌市社会福祉協議会常務理事の菱谷委員でございます。
- 菱谷委員 社会福祉協議会の菱谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの公募委員の皆川委員でございます。
- 皆川委員 皆川と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） オンラインでご参加の公募委員の宮崎委員でございます。
- 宮崎委員 宮崎絃子です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの公募委員の守谷委員でございます。
- 守谷委員 守谷と言ひます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） 会場にお越しの公募委員の山口委員でございます。
- 山口委員 山口です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（笹谷企画調整担当課長） したがひまして、本会議の委員数は23名、うち19名のご出席をいただひております。
- 出席者が過半数に達してありますことから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定により、本会議が成立してありますことをご報告いたします。
- 本日は、事務局として障がい福祉課職員が出席するほか、各議題に関する所管部局としてまちづくり政策局総合交通計画部の職員が出席してあります。

## 2. 議 事

- 事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、議題に入ります。
- 今回の会議は、第12期としては最初の会議ですので、会長及び副会長を決める必要がございます。
- 会長、副会長が決まるまで、障がい保健福祉部長の大谷が議長を務めさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。
- （「異議なし」と発言する者あり）
- 事務局（大谷障がい保健福祉部長） ありがとうございます。
- それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
- 札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づき、委員の方の互選により、会長及び副会長を選出したいと思ひます。
- 最初に、会長につきまして、立候補される方または推薦される方はいらっしゃいますので

しょうか。

○浅香委員 推薦をさせていただきたいと思います。

第11期で札幌市福祉のまちづくり推進会議の会長を務められ、また、これまでの議論の経緯などもよくご存じの石橋委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） ただいま、浅香委員から石橋委員を会長に推薦するというご意見がございました。

ほかに、皆様からご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） それでは、石橋委員、会長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

○石橋委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） それでは、会長を石橋委員にお願いすることを承認される方は拍手をお願いいたします。ウェブでご参加の方も見えるように拍手をしていただければと思います。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、皆様からも承認いただきましたので、石橋委員に会長をお願いするということを決定的したいと思います。

続きまして、副会長の選任に入りますが、立候補される方または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○石橋会長 福祉のまちづくりにつきましては、障がい当事者の方のご意見が非常に大事だと思います。とりわけ、多種多様な身体障がいのある方のご意見等に精通されておられます身体障害者福祉協会の会長でいらっしゃいます浅香委員にぜひ副会長をお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） ただいま、石橋会長から副会長に浅香委員を推薦するというご意見がございました。

ほかに、意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） それでは、浅香委員、副会長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

○浅香委員 よろしく申し上げます。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） それでは、副会長を浅香委員にお願いすることを承認される方は拍手をお願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） ありがとうございます。

皆様にご承認をいただきました。

それでは、会長、副会長に、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

まず、石橋会長、お願いいたします。

○石橋会長 ただいまご推薦いただきまして、誠にありがとうございました。また、ご賛同いただきましたことを御礼申し上げたいと思います。

第11期に引き続いて会長を務めさせていただくことになりました。

皆さんもご存じのとおり、札幌市は、多種多様な方が生活を送っておられます大都市です。中でも、障がいのある方、高齢の方、小さなお子さん連れの方など、最近は多様な特性を持っておられる方もいらっしゃいます。そういう方々が、安心、快適に暮らしていくためのまちのバリアフリー化でありましたり、配慮が必要な方への理解促進について、これからますます福祉のまちづくりを進めていかないといけないのかなと考えております。

今回のこの会議を通じまして、皆様から活発なご意見をいただきながら、一緒に考えてまいりたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） 石橋会長、ありがとうございました。

続きまして、浅香副会長、お願いいたします。

○浅香副会長 副会長を務めることになりました浅香と申します。

この会議には、前任の会長に引き続いて第1期から参加をさせていただいております。会議が実りあるものとなるよう、石橋会長をサポートしていければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） ありがとうございました。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思います。

○皆川委員 今の議事の観点で、1点、よろしいでしょうか。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） どうぞ。

○皆川委員 ただいまの会長、副会長の選出について、全く異議はございません。

ただ、要望といいますか、希望ですが、最近、多様性ということが非常にキーワードとなっておりまして、札幌市役所におきましても、男女共同参画を率先して取り組んでおられることと思います。

それで、今回の会長、副会長の選任については全く異議はございませんが、ぜひこの男女共同参画ということで、次回、第13期になるかとは思いますが、ぜひ議事録に残していただいて、理想的には男性1名、女性1名をご配慮いただければと思います。

加えまして、この後の部会においても、部会長、副部会長の選任があると思うのですが、そちらは、ぜひ今の内容を配慮いただいて調整することをお願いします。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） 皆川委員、ありがとうございます。

確かに、男女共同参画の観点というのは非常に大切だと私どもも認識をしているところでございます。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○石橋会長 先ほどご意見いただきました皆川委員、貴重なご意見だと思います。改めて、私からも御礼申し上げたいと思います。

皆様にお配りしました議題にもありますけれども、残り大きく3点ございます。今日は、その内容について進めさせていただきたいと思いますので、円滑な議事進行をよろしくお願いいたします。

まず、議題（2）の福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容について進めていきたいと思います。

冒頭に、事務局からもご案内はございましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるように、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、本日は最初の会議になりますので、議題（2）の関係法令と、議題（3）にある過去の審議内容についても、併せて事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 障がい福祉課事業計画担当係長の干場と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、議題（2）、議題（3）につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、議題（2）につきましては、本日は、お時間の関係上、詳細な説明は省略させていただきます。

お配りした資料1は、今まで札幌市がどのようにバリアフリー化を進めてきたのかが分かるように、バリアフリーに関連する国の法律、北海道や札幌市の条例、札幌市バリアフリー基本構想などの変遷を整理しているものになります。

また、参考資料として、この会議の設置根拠となる札幌市福祉のまちづくり条例の条文そのものや、主に細かな施設の整備基準である施行規則をお配りしております。

これから2年間、こうした資料をご参照いただきながら進めさせていただくことになろうかと思っております。

それでは、本日は、議題（3）から、これまでの推進会議の審議内容をご説明いたします。

資料は、資料2から資料6までとなります。

第11期から引き続きの委員の皆様には、少し長い説明となりますが、ご理解をお願いいたします。

まず、資料2は、概要のみご説明いたしますが、この会議がどのような形で進められてきたのかをイメージしていただければと思います。

この推進会議は、平成10年に制定した札幌市福祉のまちづくり条例において、福祉のまちづくりの推進に関して重要な事項を審議するために設置するとされています。

推進会議の任期は2年、現在、第12期が始まりました。

条例制定直後の第1期と第2期では、条例の趣旨を広めるための指針を策定したり、施

設整備事例集の検討や、よい事例の表彰を行いました。

第3期では、条例の一部改正作業を行っております。

第4期以降は、より具体的な施策として、バリアフリー情報の提供の在り方や、心のバリアフリーの推進について検討を開始しております。

第5期では、平成18年のバリアフリー新法の制定に伴い、新・札幌市バリアフリー基本構想の策定に向けて検討を行いました。

なお、この後、第9期、第11期でも基本構想の見直しの検討を行っております。

また、第5期、第6期の2期にわたって、優しさと思いやりのバリアフリーと称しまして、従来の数字で表したバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取組を検討し、特に、第6期では、公共的施設のバリアフリーチェックシステムという制度をつくり、現在まで運用しています。

このバリアフリーチェックシステムというのは、札幌市が公共的施設を整備する際に、障がいのある方や高齢の方などに凶面や建物をチェックしてもらい、人の目や感覚に基づく意見をいただくというもので、第7期以降、部会委員の皆様にも参加していただいておりますほか、効果的な運用について議論してきております。

第10期の部会では、バリアフリーチェックの意義を庁内に周知し、これまで出された意見などを踏まえた市有施設の整備を進めてもらうため、整備事例集を作成しています。

一方、心のバリアフリー推進の取組については、第7期で市民向け啓発冊子、心のバリアフリーガイドを作成し、第9期でその見直しを行っております。

第10期には、感受性豊かな子ども時代に心のバリアフリーに触れてもらうため、4コマ漫画やイラスト多く用いたわかりやすい版を作成し、翌年、令和2年度から市内の全小学4年生に配付しているところでございます。

続きまして、資料3をご覧ください。

直近の第11期の開催状況について少し詳しくご説明いたしますので、この後の議題(4)で審議いただき、今期、第12期の検討内容についてイメージしていただければと思います。

まず、この推進会議では、全体会議と、テーマを決めて検討する専門部会を設置しています。

第11期では、全体会は2回開催いたしました。第1回全体会議では、会長、副会長の選出と第11期の検討内容などを決めまして、任期終わりの今年8月に開催した第2回では、二つの部会、公共的施設のバリアフリー部会と第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会の検討内容をそれぞれ報告、審議しております。

専門部会における活動内容につきましては、公共的施設のバリアフリー部会は私から、第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会は担当部局のまちづくり政策局総合交通計画部から現在の進捗も兼ねてご説明いたします。

それでは、公共的施設のバリアフリー部会の活動概要についてです。

第11期では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全3回の部会とバリアフリーチェックは全て書面により行いました。

活動内容は二つ、エレベーターの整備事例集の作成と令和6年度に供用開始予定のモエレ沼公園野球場のバリアフリーチェックです。

資料4をご覧ください。

まず、この整備事例集をつくることになった経緯ですが、第6期でバリアフリーチェックシステムを制度化し、その後、運用してきましたが、部会において過去に出された意見がその後の施設整備に活かされていないとのご指摘をいただきました。

その改善策の一つが目に見える形でマニュアル化すること、つまり、整備ごとの事例集を作成することでした。当事者が望む設備を事例集により把握し、それを十分に意識した整備が計画されるよう、定期的に全庁へ周知していくことがバリアフリーチェックの実効性を高めることにつながると考えました。

そこで、第10期で第1弾として作成したトイレの事例集に引き続き、第11期では、バリアフリーチェックでのご意見がトイレに次いで多く、また、障がいのある方などの安全な上下の移動に不可欠であるエレベーターの事例集作成に取り組んだところです。

本日は、お時間の都合上、事例集の全体構成と要点のみのご説明になりますが、1ページ、2ページ目には、札幌市福祉のまちづくり条例やバリアフリーチェックの意義、この事例集が市有施設の整備における最大限望ましい基準を取りまとめたものという位置づけなどを記載しております。

3ページ以降は、エレベーター整備に当たり配慮すべき具体的な内容、つまり、バリアフリーチェックで出された意見をさらに望ましい整備として、札幌市福祉のまちづくり条例で定める守るべき基準と望ましい基準に加えて掲載しております。

ここで、一つ、さらに望ましい整備をご紹介します。

6ページをご覧ください。

一番下の表の③出入口幅に、守るべき基準、望ましい整備、さらに望ましい整備というふうに三つ記載されておりますが、バリアフリーチェックでいただいたご意見は、さらに望ましい整備として、「施設を設置目的に応じた必要な出入口の幅を確保する」という文言を追加しております。

続きまして、第11期で実施したバリアフリーチェックについてご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。

バリアフリーチェックの仕組みについては、後ほど、議題(4)でご説明いたしますので、ここでは、前回実施したバリアフリーチェックの概要についてのみお話しいたします。

令和2年度に行ったバリアフリーチェックの対象施設は、モエレ沼公園内の野球場です。軟式野球場から硬式野球場へ建て替えるため、今年3月に基本設計という設計の早い段階で実施しました。

資料の1ページ目に、改修後の施設を記載しています。

1階が選手や運営関係者が使用するエリアで、2階が観客エリアとなっております。資料の上半分には平面図、下半分は主要設備の概要を記載しております。

今回の改修で、屋外観客スタンドは、現在の250席からおよそ4,000席になります。このうち、車椅子席は、平面図ではピンク色の囲みになりますが、3か所の合計41席です。中央に5席、1塁側と3塁側それぞれに18席ずつ設けられております。

トイレにつきましては、今はバリアフリートイレと言いますが、多目的トイレは1か所ございまして、個室ブースの設備としましては、便房の横の手すりは左右両側についているほか、オストメイト対応、手洗い器がございます。

また、1塁側、3塁側のそれぞれの一般用トイレには、車椅子の方も使える広めの個室が男性用、女性用それぞれに1か所ずつ、合計4か所ございます。

なお、施設に近い駐車場には、2台分の車椅子利用者専用スペースがあります。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目からはバリアフリーチェックの実施結果の概要になります。いただいたご意見と、それに対する担当部局の考え方が記載されております。

例えば、トイレの設備につきましては、一般用トイレ内の車椅子対応ブースについて、カテーテル使用者に配慮した手洗い場や、ユニバーサルシートと呼ばれます大型ベッドなどの設備面での要望や、トイレの機能分散化についてご意見をいただきました。これらは、今後、実施設計の中で検討することになっております。

お時間の関係上、本日は全てのご説明はできませんが、ほかにもエレベーターや観覧席などにも複数のご意見をいただいているところです。

なお、モエレ沼野球場の今後のスケジュールについては、現時点で決まっておりませんが、引き続き本会へ進捗状況等をご報告できればと思っております。

公共的施設のバリアフリー部会の説明は以上になります。

続きまして、総合交通計画部交通計画課より、第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会の活動内容などについてご説明させていただきます。

○事務局（土田特定交通施設担当係長） 総合交通計画部交通計画課の土田と申します。よろしく願いいたします。

私から、第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会の開催状況と内容につきまして説明させていただきます。

まず、開催状況ですが、資料3にもございますとおり、5回の会議と1回の現場を見るフィールドチェックを開催しております。

資料3の細かい説明は割愛いたしますが、その場で皆さんにご議論いただきまして、8月の第11期の推進会議の中で報告させていただいたところがございます。それをベースに、現在、引き続き庁内で議論を進めておりまして、おおむね形として整ってきておりますので、概要になりますけれども、改めて内容につきまして報告させていただきたいと思

います。

内容については、資料6をご覧くださいと思います。

左上から行きますけれども、まず、策定の背景といたしまして、平成30年、令和2年のバリアフリー法改正によりまして、共生社会の実現や社会的障壁の除去について留意すること、心のバリアフリーの推進が求められるようになったことなどを契機といたしまして、前回は平成27年に改定がございましたが、それに次ぐ7年ぶり3度目の改定となっております。

この基本構想をつくることで何がどうなるのかといいますと、左側の真ん中に設定イメージとして図面を描いておりますが、駅を中心とした重点整備地区と呼んでおりますエリアの中で、駅から半径500メートルもしくは延長1キロメートルの中に位置する福祉施設や病院など生活関連施設と呼んでおります施設までの経路を生活関連経路として位置づけまして、その道路のバリアフリー化、具体的には、視覚障がい者に対する点字ブロックの設置や、車椅子利用者、足の不自由な方が通りやすい、歩きやすい勾配を緩くするというようなことを進めることとなっております。また、道路を歩いていきますと交差点がありますので、交差点を安全に渡れるように音響式の信号機などの整備も進めることとなっております。

また、左下に書いておりますが、道路や信号機だけではなくて、ほかの施設につきましても、各施設の管理者ごとに特定事業計画という計画を定めまして、計画的に施設の整備を進めていくこととしております。

施設ごとの整備状況を右側の表に記載しておりますが、駅や地下鉄駅、道路、信号機など、ほとんどの施設で8割以上が整備済みということで、全体的に概成してきているような状況でございます。

また、バスやタクシーの車両のバリアフリー化につきましても、毎年、着実に増加している状況でございます。

また、真ん中に書いておりますが、民間建築物につきましても、小規模店舗のバリアフリー化が進んでいないなどの現状がございます。

このように概成はしてきておりますが、いまだ未整備の部分も残っているということで、引き続き進めていくという思いも込めまして、右下にございます理念と基本方針を定めております。

理念としては、「お互いに思いやり支えあう『行ける』が広がるまちづくり」と、また、三つの基本方針を前期の検討部会で皆さんにご議論いただきまして定めたところであります。

ここで、先ほど例として挙げたような視覚障がい者、車椅子利用者だけではなくて、共生社会もイメージした誰もが歩きやすいというような思いも込めて、「『行ける』が広がる」という表現にさせていただいております。

続きまして、資料の2枚目に行きまして、この基本構想の見直しの主なポイントですけ

れども、重点整備地区は、これまで市内に53地区定めておりましたが、JR駅の利用者が増加したJR八軒駅を含む八軒地区、また、現在、市電の低床車両の導入や乗降場のバリアフリー化などが進められているように機運が高まっている路面電車沿線地区の2地区を追加した55地区になる予定です。

また、地域の施設が増えたり減ったりといった状況の変化に伴いまして、現在の53地区においても区域の精査をしております、特にJR苗穂駅を含む苗穂地区では、これまでの駅南側に加えまして、北側の地区にも拡大しているところであります。

また、真ん中にあります生活関連施設につきましては、今回の改定で、区保育・子育て支援センター、いわゆるちあふるや、大規模立体駐車場、観光施設、公立小・中学校を追加しております、また、皆様もよく利用されるスーパーマーケットにつきましては、範囲の拡大を行っております。

それによりまして、バリアフリー化を進める対象となる生活関連経路の延長も、真ん中下辺りに棒グラフがございますが、今の計画から62キロメートルを追加した計325キロメートルと1.24倍となりまして、さらに道路の整備が進んでいくこととなります。

また、右側の表になりますが、各施設の整備の進め方につきまして、それぞれで各目標を定めております。

道路や信号機につきましては、先ほど申し上げたように、しっかりやっていくということはもちろんのこと、地下鉄では、大谷地駅や新さっぽろ駅でエレベーターを増設しまして、バリアフリールートの実現を図ること、また、各車両では、バリアフリー車両の導入を進めていくこと、また、学校関係でいきますと、公立小・中学校がメインになりますが、各種整備を令和7年度までに重点的に進めていくことを目標としております。

また、これらに加えまして、真ん中辺りに教育啓発特定事業と書いておりますが、今回、新たにソフト施策に当たる事業を新設しております。

ここでは、障がいには様々なものがあるということを理解してもらうなど、いわゆる心のバリアフリーの推進を図るものでありまして、各管理者で研修や啓発活動などを幅広く行っていく予定でございます。

また、民間建築物では、先ほど小規模店舗でバリアフリー化が進んでいないという現状を説明しましたが、そういったことを踏まえまして、効果的なバリアフリー化促進策を検討していく予定でございます。

また、資料2枚目の左下の第5章につきましては、更なるバリアフリー化の推進に向けてということで、ユニバーサル社会に向けた取組や、冬季オリンピック・パラリンピック招致との連携や、スパイラルアップにつきまして記載をしております。

また、右下になりますが、策定スケジュールにつきまして、前回の会議では、令和4年3月、今年度末の改定ということで皆様に説明をしておりましたが、先ほど言いました庁内議論の調整が少し長引いていることから、さらに3か月程度延長することといたします。4月から5月にかけてパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて6月頃の改定と

なる見込みでございます。

改定いたしましたら、この推進会議の場でもまた報告させていただきたいと考えております。

最後、3枚目に、説明は割愛いたしますが、参考までに、これまでの基本構想の策定・改定経緯を概略的に示しております。

以上、簡単であります。説明は以上になります。ありがとうございました。

○石橋会長 いろいろな資料を用いながら説明していただいたのですが、今期から初めて務めていただいている委員におかれましては、非常にややこしい内容かなと思います。

ご質問、ご意見等があればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

皆川委員、よろしく申し上げます。

○皆川委員 初めての参加で、分からないことだらけですので、質問いたします。

バリアフリーチェックというのがこの推進会議としての一つの大きな仕事なのかなと感じました。

それで、モエレ沼公園硬式野球場のバリアフリーチェックについて、出た意見と、それに対する考え方が整理されておりますが、その中で、意見に対して「実施設計の中で検討いたします」という回答が多いと思います。時系列で設備がどんどん出来上がっていくまでに時間がかかることは分かるのですが、これは最終的にどうなりましたということは、この推進会議にフィードバックがあるのでしょうか。そのフィードバックがあったときに、推進会議の意見がどの程度反映されたか、例えば最終的にバリアフリーに対して何%ぐらい満足できる施設になったねというような評価が行われるのかどうかを教えてください。

○石橋会長 事務局、今のご発言についてお答えできますか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 皆川委員からいただいた二つのご質問についてお答えします。

まず、実施設計で検討していくとされた回答の結果についてフィードバックがあるかというご質問ですが、バリアフリーチェック自体は、設計段階と施工段階の2段階においてそれぞれ行います。今回は図面による設計段階でのチェックでしたが、この後、見直しなどがされた設計をもとに工事にうつりますが、その工事の段階で、現場や映像を見ながらチェックする機会がございます。

ただ、最終的にどういうふう整備されたのかは、部会への報告としてフィードバックされるのですが、その反映されたパーセンテージの評価はしておりません。

市有施設の整備に関しては、国のバリアフリー法や、条例の整備基準という、守らなければならない基準が既にあります。バリアフリーチェックシステムは、そうした基準は遵守されたうえで、プラスアルファで当事者の方のお声をいただき、できるだけ反映に努めるための制度ですから、全部は難しい部分もあります。そういう意味でパーセンテージや評価は出しておりません。

○石橋会長 今回の事務局からのお答えですけれども、皆川委員、いかがでしょうか。

○皆川委員 数字で出すことは必要ないと思うのですが、やはり、みんなで検討して、これがいいよねと意見がまとまって所管部署に伝達するわけですから、それは法の基準云々ではなくて、その意見がどの程度受け入れられたのだということをフィードバックしていただかないと、それ以降のチェックの観点にも生かせないと思います。何点とか何%ということまでは必要ないと思うのですが、私たちが、うまくいったね、あまりうまくいかなかったねということが分かるような評価は、ぜひ工夫してやっていただけるとありがたいと思います。

○事務局（干場事業計画担当係長） 承知いたしました。

○石橋会長 ほかに、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特に公募委員の方におかれましては、少し分からないことがあるかもしれないので、遠慮なくご質問していただきたいと思いますが、いかがですか。

守谷委員、お願いします。

○守谷委員 初めての参加で、これまで私の人生の中で福祉のまちづくりという勉強はしてこなかったものですから、見るもの、聞くものが、こういうことなのだなというのをほとんど分からないまま、今、参加しております。

全体的に見まして、ハード面の福祉のまちづくりに時間や予算をかけて進めてきているということは何となく分かります。ただ、これから、ハード面もちろん大事ですが、ソフト面といいますか、心のバリアフリーというものに、これ以上に心がけていかなければならないのではないかと思います。

いろいろな障がい者の方、高齢者の方に対するアクセシビリティ、利用のしやすさを改善するのはもちろん大事なことだと思いますけれども、子どもたちといいますか、若い人たちの障がい者あるいは高齢者に対する接し方、例えば、目の見えない方がそばにいたら自分は何をすべきなのかと考えずに行動できるような教育を進めていってはどうかというふうに、ここ数年考えております。

私は、たまたま恵まれておりまして、家族に障がい者がいませんし、私自身もそういう経験がないものですから、例えば、白杖を持った方が地下鉄の中やプラットホームにいたときに、気持ちは助けてあげたいと思っても体が動かないのですね。どうしていいかわからないという経験を一度したことがありますので、若いときから考えずに行動ができるような心の準備をできるような進め方、教育の仕方、例えば、そういう方々に接する機会を小学生に数多く与えたりとか、そういうチャンスを設けるよう、福祉のまちづくりをトータルで考えていただきたいなと思っております。

ざっくりいうと、こういうことを考えてきました。

○石橋会長 守谷委員の今の発言の主な内容のご意見だったと思うのですが、これまでの心のバリアフリーガイドの作成や、その活用も含めて、事務局から少し補足の説明がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 心のバリアフリーにつきましては、守谷委員のおっしゃるとおり、非常に大事なこととして今までもこれからも強化して進めていくことになろうかと思えます。子どもたちも含めて、若いときから、障がいのある方や高齢の方への接し方、その気持ちの持ち方も含めて進めていかなければならないというところで、まだまだ取組は十分ではありませんが、現在の取組について、二、三、ご紹介させていただきます。

まず、先ほどのご説明の中でもありましたが、心のバリアフリーガイドというものを作成しております。一般市民向けの心のバリアフリーガイドには、接し方も含めて、知ることが大事になりますので、障がいごとの特性や、高齢の方の困り事、妊産婦の方はこういうふうに困っているということ載せております。そして、この心のバリアフリーガイドをベースに、先ほど小学4年生全員に分かりやすい漫画の冊子をつくって配付しているというお話をしましたが、中学校3年生の学校の授業の中でも活用していただけるよう、中学生用のガイドブックも作成しまして、今年から配付しているところでございます。

また、札幌市では、事業実施部局の職員がその場に出向いて（事業内容を）ご説明するといった出前講座というものを行っているのですけれども、ガイドブックを配布したことで、小学校、中学校からの出前講座の依頼がどんどん増えてきておりまして、当事者の方と一緒にご説明に行くような機会も増えているところでございます。

また、子どもだけに限らず、一般市民の方、企業の方にも普及啓発をしていかなければいけないというところで、令和2年度から心のバリアフリー研修というものを実施しています。こちらは、障がい当事者の方が講師となりまして、先ほど申し上げた障がいの特性についてのご説明のほか、実際にどういうふうに声かけをしたらいいのかという実践に向けて分かりやすく解説をしてくれるような研修でございます。今年度も実施しておりまして、来年度以降も続けていきたいと思っております。

○石橋会長 守谷委員、今のご説明も含めてよろしいでしょうか。

○守谷委員 ありがとうございます。

○石橋会長 ほかに、ございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 そうでしたら、もし時間があれば、また後ほどご質問等をお受けしたいと思っておりますので、ひとまず次の議事に進めさせていただきますと思います。

お手元の次第をご覧ください。

3の議題の（4）第12期推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてを議論したいと思います。

まず、事務局からご説明をよろしくお願ひします。

○事務局（干場事業計画担当係長） それでは、私から、第12期推進会議の検討事項などについてご提案させていただきます。

資料7になります。

事務局からは、バリアフリーチェックへの参加を行う公共的施設のバリアフリー部会と、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準などを解説したマニュアルの見直し作業を行う施設整備マニュアル改訂に係る検討部会という二つの部会の設置をご提案させていただきます。

なお、部会の正式な名称につきましては、各部会とも第1回目でご意見をいただきながら決定したいと考えております。

それでは、最初に、左側の公共的施設のバリアフリー部会についてご説明させていただきます。

こちらの部会の設置理由ですが、市有施設のバリアフリーチェックを実施し、以降の施設整備に生かすことで、市有施設をはじめとした公共的施設のバリアフリー整備のレベル向上を図ることです。

部会で検討する内容は2点となります。1点目は、バリアフリーチェックの実施、2点目は、チェックの成果をこれまで作成したトイレやエレベーター事例集へ反映させていくことです。

活動の頻度につきましては、バリアフリーチェックへの参加も含めて、2年間で4回から5回を予定しております。

ここで、バリアフリーチェックという仕組みについて改めてご説明させていただきます。

札幌市が2,000平米以上の公共的施設、例えば、区役所のように不特定多数の方が利用する施設などを新しく建てたり増改築する場合に、また、道路や公園の整備を行う場合に、札幌市老人クラブ連合会と札幌市身体障害者福祉協会から推薦された方々が実施者となりまして、設計段階、施工段階において、複数回のバリアフリーチェックを行うというものになります。

札幌市福祉のまちづくり推進会議の専門部会の委員の皆様には、本システムの検証のため、ご参加いただいております。

バリアフリーチェックを実施するタイミングにつきましては、一つの整備事業について、設計段階で1回以上、施工段階で1回以上など、複数の段階で行いますが、それぞれいただいたご意見の反映が可能な時期に行うことを原則としております。

実際のチェック方法ですが、設計段階のチェックにおいては会議形式で行っています。整備を担当する部局から施設の概要を説明し、その後、設計図面やイメージ画像などを見ただきながら、その施設に必要なバリアフリーの設備や機能が備わっているのかという観点でチェックします。

実際の建物ではなく書面により行うので、完成後の施設を詳細まで想像することはなかなか難しい部分もございます。しかしながら、この段階で実施することにより、建物の躯体に影響するような比較的大きな変更、例えば、一般用トイレにも車椅子が入れる大きめのブースが欲しいといったようなご意見なども、今後、検討させていただくことが可能となります。

一方、施工段階でのチェックでは、設計段階でのご意見がどのように反映されていたかというのを確認することが中心となります。平面上の書面でチェックする設計段階と違って立体的に確認することが可能となりますので、この段階で初めてお気づきになることもあると思います。例えば、案内サインの設置位置が車椅子を利用する方にとっては高過ぎるなどです。このような施工段階での気づきやご意見はできるだけ反映していく必要がありますので、工事の完成間近ではなく、できるだけ早い段階でチェックを行う必要があります。

ただ、その一方で、工事の途中で直接施設を確認することは安全面での心配もごさいます。このため、VRなどの技術を活用して、会議室にしながら映像などで施工時のチェックができないか、検討を行っているところでございます。

なお、今期2年間でバリアフリーチェックを実施する対象施設は、建て替えを行う新中央区役所複合庁舎と、現在の中央区保健センターの建物の上層階を改修して移転する予定の新中央市税事務所になります。

チェックの実施回数ですが、今期、新中央区役所複合庁舎につきましては、設計段階で2回、基本設計で1回、実施設計で1回を予定しています。

なお、工期がスムーズに進めば、施工段階でも1回できるかどうかというところでございます。

なお、新中央市税事務所は、設計段階で1回を予定しておりまして、施工段階については、今期では難しいかと思われまます。

このほかにも、任期の間に対象となる施設の新增改築が行われる場合はチェックをお願いすることになります。現時点では未定ではございますが、対象施設が追加となる場合には、随時、部会でお知らせしてまいります。

なお、第1回目の部会につきましては、新中央区役所複合庁舎のバリアフリーチェックと同日に開催する予定でございます。こちらの部会に所属となった皆様には、部会委員の選任のお知らせと一緒に日程調整のお手紙を同封させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会についてご説明いたします。

資料は、右側になります。

この部会の設置理由は、公共的施設のバリアフリー化を推進するため、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準を分かりやすく解説するとともに、トレンドなどを取り入れた整備マニュアルへ改訂することです。

活動の頻度につきましては、2年間で3回から4回を予定しております。

現在の施設整備マニュアルは、平成17年12月の札幌市福祉のまちづくり条例の改正に伴い、改訂版として平成18年4月に作成されました。

161ページから成るマニュアルについては、条例の趣旨や条例の概要、整備基準の事前の届出、手続に関する説明、あとは、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準や、望ま

しい基準の解説など、また、最後に車椅子の寸法、点字の読み方などの関連資料が掲載されたものになっております。

作成から15年ほど経過し、時流に合ったより分かりやすい解説を望む声が設計者などから寄せられていますほか、今年3月に改正された国のバリアフリー設計のガイドラインでは、近年、需要が高まっている大人のおむつ替えにも対応可能な折り畳み式大型ベッド、通常、ユニバーサルシートと言いますが、こちらも望ましい整備として国のガイドラインには取り入れられていますが、こうした内容がこちらのマニュアルには反映されていない状況です。

この施設整備マニュアルは、札幌市福祉のまちづくり条例で定める整備基準の解説書として現在も有償で販売しているもので、多くの方にご利用いただいております。このため、条例の整備基準を分かりやすく解説し、また、トレンドを踏まえたバリアフリー整備を掲載することで、市有施設、民間施設を問わず、建物の造り手側である市民の利便性を高めることに寄与するものと考えております。

部会での検討内容につきましては、先ほどご説明した全体構成の見直しを予定しております。

その後は、整備基準の解説文の見直しや、バリアフリー部会で作成したトイレやエレベーターの整備事例集、バリアフリーチェックでいただいたご意見などから、掲載すべき内容を精査しながら取り込んでいきたいと考えております。

なお、第1回目の部会の開催は3月頃を予定しております。日程調整は、後日、年が明けてからになるかと思いますが、この部会の委員となりました方にはご案内を差し上げたいと思っております。

続きまして、全体会議についてです。

資料については、一番下の囲みになりますが、第1回目である本日の会議を含めて3回の開催を予定しております。先ほど基本構想の部分でもご説明がありましたが、令和4年6月頃に札幌市バリアフリー基本構想が策定される予定ですので、第2回の全体会議で皆様へご報告をさせていただきたいと思っております。また、任期の終盤である令和5年8月には第3回の全体会議を開催しまして、各部会での審議内容の承認を行います。

全体会の日程調整のご連絡につきましては、会議開催の2か月から1か月半前に皆様にお送りさせていただきます。

最後に、各部会のメンバーの選出について、事務局よりご提案させていただきます。

委員の皆様には、二つの部会のいずれかに所属していただきます。各部会の構成メンバーは、第11期の決め方と同様に、公募委員の方には事前にご希望を伺った後で、団体推薦による委員の方につきましては、ご専門の分野などを考慮させていただいた上で、会長、副会長に相談の上、決めたいと思っております。

公募委員の方は、本日、オンラインでご出席の方はメールで、会場にお越しいただいている方には、後ほど事務局から希望部会連絡票という紙をお配りいたします。年末のお忙

しい中、期限が短くて大変申し訳ありませんが、あさって、22日水曜日までにご希望の部会を事務局までお知らせください。

皆様がどの部会に所属することになったかという結果につきましては、年内に文書でお知らせさせていただきます。

繰り返しとなりますが、公共的施設のバリアフリー部会に所属となる皆様におかれましては、第1回部会の日程調整もさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。皆様のご都合を伺った上では思っておりますが、第1回は、年明け1月末ぐらいと考えております。

また、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会に所属となる皆様におかれましては、初回の部会開催までお時間がありますことから、日程調整まで今しばらくお待ちいただければと思います。

事務局からの第12期の検討事項などに関するご提案は以上となります。

○石橋会長 皆様、この資料7を少しご覧になっていただきながら、今のご説明をご理解いただけたのかなというふうに思います。

ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に、公募委員の波田委員、皆川委員、宮崎委員、守屋委員、山口委員におかれましては、まだよく分からない部分があるかもしれないのですけれども、もしあればお受けしたいと思います。

先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、大きくは部会を二つ設定し、その中で、おのおの2年間で数回部会を開催すると。このいずれかの部会に、私も含めて、皆さんに所属していただきまして、かなり専門的に検討したり考えていただくことが実質的な中身になってくると思います。

全体会議につきましては、資料7の一番下にございますとおり、タイミングを見計らってあと2回、今日は第1回ですので、第2回、第3回がこんな形で予定されております。

山口委員、よろしく願いいたします。

○山口委員 一つだけ、簡単な質問ですけれども、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の設置理由の3行目の「トレンド等を取り入れた」の「トレンド」というのは、この場合、何を言うのでしょうか。どちらの部会にするか迷うところで、ここのトレンドについてご説明いただけたらと思います。

○石橋会長 ごもったもな意見だと思います。

事務局から、具体的にこういうふうな内容と補足説明をいただけないでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 説明が悪くて申し訳ありません。

トレンドという言葉ですが、例えば、今当事者の方のニーズは多いけれども、国のガイドラインで守らなければいけない義務基準ではなく、あったらいいよねという望ましい基準として書かれているものの一つに、先ほどのご説明で触れましたユニバーサルシートというものがあります。これは、子どものおむつ替えではなく、大人の方についても、座っ

たり寝たりすることができるような大型のシートですが、これをトイレにつけてほしいというニーズなどを指して、トレンド等と申し上げました。

それ以外については、お話し合いの場の中で検討していきたいと思っております。

○石橋会長 山口委員、ただいまの説明についていかがですか。

○山口委員 とてもよく分かりました。どうもありがとうございました。

○石橋会長 先ほどご説明がありましたとおり、マニュアルについては、2006年に改訂版が出て、十数年間たっています。その間、社会でかなり新しい工夫であったり設備が開発、販売されている中で、そういう新しい取組で取り入れられるものがあれば、どんどん考えていきたい、それがトレンド等というふうに私は理解しております。

勝手に補足させていただいたのですけれども、事務局、間違っていないですか。

○事務局（干場事業計画担当係長） どうもありがとうございます。

○石橋会長 それ以外に、ご意見はございませんでしょうか。

宮崎委員、よろしくお願いたします。

○宮崎委員 全体的な質問になってしまうのですけれども、例えば、このバリアフリーで変えたほうが良いというところが出たときに、プラスでの予算、お金は実際にどこからどう出てバリアフリー化が進められているのかなというちょっとした疑問ですけれども、教えていただければと思いました。よろしくお願いたします。

○石橋会長 今の宮崎委員のご指摘は、例えば、バリアフリーチェックなどで指摘された内容について、もし変更が必要になったときに、その辺の予算的な裏づけはどうなっているのでしょうかというご質問ですか。

○宮崎委員 そうです。

○石橋会長 分かりました。

事務局、ご説明をよろしくお願いたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 2,000平米以上の大きな建物や、道路、公園などの設備についてのバリアフリーチェックになりますので、かなり大規模な事業予算が予め組まれております。ですから、あまりにも大きな金額を伴うものについては難しい場合もあります。どの程度までのみ込めるのかは、結局、その施設を所管する部局の判断にはなるかとは思っておりますけれども、予算内でのやりくりかなと思っております。

○宮崎委員 ありがとうございます。

○石橋会長 そのほか、ご質問はございませんでしょうか。

池田委員、よろしくお願いたします。

○池田委員 全体のことになるのですけれども、先ほど、心のバリアフリーのところ、出前講座が行われているとおっしゃったのですけれども、それは全中学校で行われているのでしょうか。

○石橋会長 池田委員、そのお話はこれまでの取組に関する質問ですか。

○池田委員 そうです。

○石橋会長 そうしたら、今は第12期の内容について議論していますので、その質問は後でよろしいですか。あちこちに議題が広がったら整理がつかなくなるので、申し訳ございませんが、それは一旦預けさせていただきます。

○池田委員 お願いします。

○石橋会長 第12期の推進会議の検討事項について、ほかに、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

守谷委員、よろしく願いいたします。

○守谷委員 バリアフリーの検討部会のメインというのは、これまでもそうだと思うのですが、すけれども、これからも車椅子を中心に考えていくわけですね。

障がい者の方のバリアフリーの一つの目安と申しますが、モデルケースとして、これは、私は、個人的によしあしは分かりませんが、例えばストレッチャーみたいな用具を使った場合のバリアフリーまで広げるのか、それとも、エレベーターの籠等、トイレの利用のスペースの広さにしても、基本的に車椅子を対象にしていると考えてよろしいのでしょうか。

○石橋会長 今のご質問は、バリアフリーチェックの仕方についてのご質問ということですのでよろしいですか。

○守谷委員 はい。

○石橋会長 そうしましたら、事務局から、バリアフリーチェックの具体的な方法について、先ほどのご説明にあったと思いますけれども、もう少しだけ補足していただけないでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） バリアフリーチェックの視点につきましては、車椅子の方だけには限りません。例えば、視覚の障がいや精神の障がいをお持ちの方も含めまして、様々な観点からご意見をいただきたいと思っております。

そのために、札幌市福祉のまちづくり推進会議にお越しいただいている委員のみなさまは、様々な障がい者団体からの推薦を受けて来ていただいている方々になります。公募委員の皆様におかれましては、障がいや高齢者のことばかりではなく、身の回りのご家族の方のご意見も含めまして、気づいたところ全てにおいて、いろいろご意見をいただきたいと思っております。

○石橋会長 守谷委員、今のご説明はいかがですか。

○守谷委員 分かりました。

○石橋会長 ほかに、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 今回も二つの部会が設置されるということで、そこについては、異論は全くなくて、それこそ今の課題にしっかり対応しているものなのかなと思って聞いておりました。

前期まで、ずっと心のバリアフリー関係のものが部会としてあって、今回、形として消失したような状態になるのかなと思ったのですが、先ほどのご意見にもあったように、や

はり心のバリアフリーに関しての取組について確認をしたり、推進状況について、議論まではいかなくとも、報告をいただく場が必要なのかなと思って聞いていました。

その場を確認するときに、これは全体会議になるのか、どこか部会でご報告いただけるのか、そういうのがどうなのかなと疑問に思いましたので、質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○石橋会長 今のご質問について、事務局からお答えできれば、よろしくをお願いします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 心のバリアフリー関連の情報提供や、ご意見をいただく場というのは、都度、行ってまいりたいと思っております。

部会に関しては、集中的に検討するためのテーマを設けております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、心のバリアフリーに関する取組は強化していくこととしておりますので、前回の部会の最終回でも福祉のまちづくりの取組というところでご報告させていただきましたが、引き続き、中学校3年生のガイドブックの配付を文書でお諮りしたように、都度、全体会議においてお諮りしていきたいと思っておりますので、ご意見いただければありがたく思います。よろしくお願ひいたします。

○石橋会長 橋本委員、今の回答でいかがでしょうか。

○橋本委員 承知いたしました。よろしくをお願いします。

○石橋会長 繰り返しになりますけれども、全体会議の中でトピックスであったり進捗状況等のご報告については、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） かしこまりました。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 そうしたら、少し復習も兼ねて改めて確認したいと思います。

今期の推進会議におきましては、（仮称）公共的施設のバリアフリー部会と（仮称）札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の二つの部会を設置することとして、各部会の正式な名称や審議事項については、先ほどご案内がありましたとおり、公共的施設のバリアフリー部会については年が明けた1月頃、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会については来年3月頃の第1回部会で決定するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、第12期におきましては、この二つの部会を設置することといたします。

また、これも繰り返しになりますが、事務局からのご説明では、メンバーの選出につきましては、基本的に会長の私と副会長、事務局で決めさせていただきますけれども、公募委員の皆様におかれましては、今日の説明も受けまして、どちらの部会に参加したいのかというお考えを事前にお伺いすることとさせていただきます。

これについては、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

それでは、公募委員の皆様には、事務局からのご説明にありましたとおり、期日までに事務局宛てに参加したい部会についてお知らせください。

お知らせ方法についてご質問がありましたら、事務局にお問合せをよろしく願います。

申し訳ないのですけれども、それぞれの部会の人数的なバランスもございますので、なるべくご意見、ご意向については尊重したいと思いますが、よろしくお含みおきください。

それでは、五つ目の議題に進みたいと思います。

その他ということですが、まず、冒頭に、先ほどいただきました池田委員からのご質問について、事務局からお答えいただきたいと思います。よろしく願います。

○事務局（干場事業計画担当係長） 私からの心のバリアフリーに関する説明の出前講座のことでよろしかったでしょうか。

出前講座は、実施を希望する申込みがあった場合に対応しますので、今、全ての中学校に行っているということではございません。

○池田委員 分かりました。ありがとうございます。

○石橋会長 それ以外に何か全体を通してご質問、ご意見等がありましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

池田委員、よろしく願います。

○池田委員 私の会も精神のほうですので、どちらかといえば、心のバリアフリーをやっていたきたいと思っております。それで、先ほど、守谷委員がおっしゃったようなこともしっかりとやっていただきたいと思っております。よろしく願います。

○事務局（干場事業計画担当係長） かしこまりました。

○石橋会長 ただいまの池田委員のご発言につきましては、ご意見という形でお受けしたいと思っております。

それ以外にご質問、ご意見、全体を通してございませんでしょうか。

皆川委員、よろしく願います。

○皆川委員 質問ですけれども、この札幌市福祉のまちづくり推進会議の守備範囲についてお伺いしたいと思います。

部会は、二つの部会とも市有施設のバリアフリー及び公共的施設のバリアフリー化というふうに限定されておまして、先ほど交通関係のご説明があった資料6については、JRやバス、タクシーと民間系、それから、赤字で民間建築物の現状というふうに整理されていて、民間のことにも触れられているのですが、この私たちの推進会議の守備範囲というのはどこまで及ぶのかを教えてください。

○石橋会長 全体の守備範囲についてのご質問ですが、事務局からよろしく願います。

○事務局（干場事業計画担当係長） 推進会議については、札幌市福祉のまちづくり条例

に基づく大きな方向性や考え方について、整理したり議論するところになります。ですから、具体的に、民間の事業者や交通の事業者に直接働きかけるというようなことは、特段しておりません。

ただ、この場で札幌市の福祉のまちづくりに関連する情報を我々もご提供させていただいて、他部局のことであったり、内容としては今の議論ではなくても、ご意見をいただければ、こちらから関係する担当部局にお伝えしていきたいと思います。

守備範囲というところのご説明ができないのですが、取り扱う議題としては条例に基づく全般的な考え方の方向性で、基本構想については、また別の考え方になりまして、各部局が計画を立てていくようなところを取りまとめているものになります。

○石橋会長 私の個人の認識になるかもしれないのですが、基本的に、事務局は、この福祉のまちづくりに関する全体の取りまとめであったり、窓口的な業務を管轄しておられる部局かなと思います。そこで出てきた課題をこの推進会議において議論をします。

当然、皆川委員のご指摘のとおり、対象物となりましたら、これは建築部局や交通部局など、様々な部局が関係すると思いますけれども、その担当部局におかれましては、今日もご説明するために会議にご参画いただいておりますけれども、そこで必要に応じてご説明であったり、ここの議論を持ち帰って、実務のほうで反映させていただく、そういうふうに理解しております。

おおむね、合っていますよね。

○事務局（干場事業計画担当係長） ありがとうございます。

○石橋会長 皆川委員、今の考えでいかがでしょうか。

○皆川委員 結構です。分かりました。

○石橋会長 ほかに、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 繰り返しますが、先ほど、皆川委員のご指摘のとおり、根本的なところでも、いきなり全部理解して進めるというのはなかなか難しいかもしれません。必要に応じて以後の会議や部会において、分からないことがあれば、忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

取りあえず、今日はこれで大体ご意見をいただけたというふうに思いますので、本日の議事は、これで、一応終了とさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋会長 そうしましたら、長時間にわたり、ありがとうございました。

事務局に進行をお返ししたいと思います。

### 3. 閉 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 石橋会長、円滑なご進行をいただき、ありがとうございました。

以上で、第12期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議は閉会させていただきます。  
皆様、本日は、本当にお疲れさまでした。

以 上